

平成10年3月20日(金)

昭和61年～平成元年の銀行局行政(1)

元 銀行局長(現 株式会社横浜銀行 頭取)

平澤 貞昭 氏

出席者

元 銀行局長（現 ㈱横浜銀行 頭取） 平 澤 貞 昭

財政史編集顧問 山 口 光 秀

協力者

元 銀行局 調査課長（現 ルーマニア共和国
特命全権大使） 小 山 嘉 昭

元 大臣官房企画官（銀行局担当） 窪 野 鎮 治
（現 大臣官房参事官兼金融先物取引所監理官）

1. はじめに

〔平澤〕 何も用意してきていないので、今、伺ったら、いろいろなやり方があるというわけですから、適宜、ご質問をしていただければありがたいですし、私がおりました3年間、特に、制度絡みではほとんど小山さんと一緒に動いていたようなものでありますし……。

〔山口〕 小山さんも3年いたんだね。

〔平澤〕 そうです。窪野さんもこれで見ると、最初の企画官ですね。

〔窪野〕 もう、それだけでございます。

〔平澤〕 だけど、最初の頃が非常に重要。

そういうわけで、もう10年も前のことですから記憶が定かでない点がいろいろあるので、このご両者に助けられながらお話し申し上げるということになるかと思えます。

私が局長になりましたときに、当時、一番頭の中にあっただのが、若干大きな感じで申し上げますと、戦後、日本経済は高度成長期がずっと続いてきたわけですが、最初の頃はご存じのように傾斜生産ということで限られた資源、特にものの面で石炭その他一定のところへ集中的に資源を投入していくというやり方をやってきたわけです。

金融面でも資金的な面で言えば、お金がないわけですから限られたお金をどこへ投入していくかというのは非常に重要な問題です。結局、金融の仕組みもそれに従ってでき上がっているということです。

おそらく最も特徴的なことは物もお金もない、特にお金はかなり後まで足りない時代が続いておりましたから、そのお金は公定価格で集めて公定価格で貸すということが1つ。それから、無駄に変なところへお金が流れていってはまずいというので、専門金融機関制度というのを作っておりまして、そのルートを通じて、特に中小企業などはいつまでも専門金融機関として残してきたわけでありまして、ある意味で政府金融機関もそういうことでできていると思います。

ところが、だんだん成長が進みますと、物の方も豊かになる。しかも世界各国から自由にものが買える。ということは海外との垣根がなくなるわけですから、まず、物の方から価格の自由化なり、自由取引、市場原理というのが急速に入ってきた。そうなると製造業というのはその中で勝ち残っていくためには、今日でいうグローバル・スタンダードに

従ってやっていかなければいけないということですから、産業界の方が先にそういうものに対して対応ができ上がってきて、特に、自動車などはご覧いただいたらおわかりのように、それに対していろいろな対応をしてきた結果、今日、世界的に通用する自動車会社ができているというようなことがあったわけですが、金融の方はかなり遅れてそれを追いかけているという感じがします。

それは欧米諸国でも同じでありまして、私がニューヨークにいた当時、ちょうどオイルショックの頃、アメリカでもやっと金利の自由化、預金金利がそのちょっと前ぐらいに自由になるとか、当時、先物取引が云々とか、新しいことが次から次へと起こっていたわけです。

日本はそれがかなり遅れて来ていると思います。十数年遅れてそういう状態になってきている。それはやはり、これまでの経済の成長の流れの中でそういうことが自然に起こってきて、まず、先ほど申し上げたように、産業界からグローバル・スタンダードにさらされるようになった。そして、私が局長になる頃、やはり従来のやり方ではだめだということが金融界、あるいは政策当局の非常に大きな問題意識で、銀行局長の前任者は吉田さんですけれども、吉田さんから引き継いだときに、「平澤、1つだけ俺大きな仕事を残しておいたよ」と言われました。それは金融制度の問題であって、「それを金融制度調査会に投げかけておいた」と。一言で言えば、「我が国の金融制度のあり方、国際化その他の中でどうあるべきかという諮問をしておいた。少し手をつけたけれども、大部分は君以降の時代にやってくれ」とことでありました。したがって、吉田さん、その前の宮本さんぐらいのときから、そういう方向で本格的にやらなければいけないのではないかとということで動き出してきていたと思います。

2. 金融自由化について

既に、いくつかはしりがありまして、預金金利の自由化も私が局長になりましたときにもう既に少し手がついておりました。ただし大口の方からやっていくということでした。貸出し金利も従来いろいろと決まっていたのですが、これもプライムレート制度とかできていて、かなりの程度に金利が動く仕組みになっておりましたが、その中で、依然として従来どおりであるのは、そういう金融商品の価格の問題ではなくて、金融商品の種類が非常に限られているということでした。金融商品というのは、くだいて言えば、貯蓄して余っ

ているところから必要なところへ流すときの、英語ではビーイクルというのです。商品を乗せていく船の種類みたいなものですね。その種類が極めて限られているから、資金を使う人にとっても資金を投資する人にとってもなかなかニーズに応じた適切なビーイクルがない。そこのところの金融商品をいかにバラエティのある、最もお金を運んでいくのに適切な効率的な商品を作り上げていくかということが大きく残っておりまして。

もちろん、その前にいくつかできてはいたのです。CDなどといういわゆる譲渡性預金ができたり、国債でいえば中期国債といったような国債の多様化という、そういう金融商品はできておりましたけれども、基本的、根本的な意味での自由化というのはできていなかったから、そういう意味での金融商品をいかに多様化していくか、魅力あるもの、しかも自由な設計のできる商品を作るかというのが1つの大きな問題でした。

その次の問題は、その金融商品の担い手である金融機関なり証券会社なり、そういうものが、終戦後、そして高度成長期にでき上がってきたそういう金融制度というのは極めて硬直的ですから、この仕組みを直さなければいけない。端的に言えば、業態の間での仕切りを外していく、一番大きな仕切りと言われたのは証券と銀行との間の仕切りですけれども、これを何とか外していかないといけないというのが2番目の問題です。

3番目の問題は、そういう商品とそういう担い手が仕事をする場というのでしょうか、当然のことながら「市場」というものがある。それは金融市場と言われたり、資本市場と言われたり、証券市場といろいろな角度から言われますが、その市場というものが極めてプアーなものしかないわけですから、そこをどういうふうに作り上げるかということは3番目の大きな問題。後ほど申し上げるかもしれませんが、そのために金融先物市場を作ったりとかいろいろなことをやってきたわけです。

4番目は、その商品なり、担い手なり、市場というものをいかに秩序立って効率的に動かしていくかという問題です。その仕組みというのは行政との関わり合いであり、これをどういうふうに作ったらいいのかということが最後の大きな課題であり問題だと思うのです。

それで、今、ふっと思い出したのですが、その行政対応のとき、従来のように証券局、銀行局、国金局ということで分かれていたらだめだという話もいろいろ議論したのです。既に、その前に徳田さんが金融庁構想というのを打ち上げておられたのですが、あれはいろいろな経緯があったのでしょう、そのまま消えてしまいました。金融庁構想というのは証券と銀行との生々しい利害の対立がまだあったから、金融庁というとその中に合体され

ることに対する各業態からのいろいろな反対もあって、おそらくポシャったのだと思うのですけれども。

要するに、従来の業態別の縦割りの行政というのはもうだめだ、将来は、現在言うデリバティブみたいなもの、こんなにすごいものが出てくとは思わなかったけれども、諸々の組合せ商品が出てきたとき、1つの商品、例えば、定期預金の利回りのうち一部を保険料に充てて生命保険と組み合わせるといのは一種のハイブリッド商品ですが、そういうときに銀行局の銀行課と保険課とに分かれていて1つの商品を見ていると、今、いろいろな問題になっています変額保険や日産生命の問題とかはやはり行政が分かれて見ていたことも大きな原因だと思います。だから、そういう縦割りの行政ではもうだめではないかというのが、銀行局内で若手を含めて議論すると必ず出てきていて、要するに行政のあり方については、市場というものを大きな切り口で横から見て議論していた。それと検査。おそらく金融庁ができたなら市場監督局と検査局と、そして市場全部をまとめて考える企画局と、総務的な局と4つぐらいの局を持ったそのようなものが必要なのではないかというようなことも議論していたわけです。そういう意味で、先ほど申し上げた4つの大きな課題を金融制度調査会でどういうふうにこなしていくかということを担当課長である小山さんと二人、あるいは局内で、あるいは局議で議論しながら、最後のまとめは「調査課長、頼むよ」ということで、彼に預けたのです。

小山調査課長はまる3年間私と一緒に仕事をしたわけでありまして、二人とも、最初から、今申し上げたようなことが完璧に整理づけて頭の中にあっただのではありませんけれども、大体そんなような感じで取り組んできた中で、どの程度3年間でできたかということとは、十分ではなかったのですけれども、できるだけやってきたと思います。

そのときに、何となく私の頭の中にあっただきなものは、これは急激にやったら大変なことになるから、うまくソフトランディングさせる必要がある。そのためには、少々時間もかけてやらなければいけないのではないかというのが1つありました。ですから、そういうような感じでいたときに、例の円・ドル委員会を毎年2回会議をやりましたけれども、アメリカが、会議の度ごとに、「日本は、金利の自由化の進展が非常に遅い、特に預金金利の自由化（テンポ）には失望する」、「いついつまでに、例えば、1年後までに完全自由化するように約束しろ」とかいろいろあったのですが、そのときに、私がアメリカのマルフォード次官に言ったのは、「要するに急激にやれば混乱が大きい。日本は完全にやる。そこへ混乱なく持っていくということが一番重要だ。途中で混乱があって、世の中がその

混乱の中で反対すれば、結果的には完全自由化がずっと遅れる。だからこのことは任せてくれ」という話をした記憶があります。

いろいろ聞いてみると……、話がそちらに行ってしまうのですけれども、要するに日本に金利の自由化をさせることがアメリカの国益に資するというのが彼らの議論の原点であって、その理屈が金融の自由化を急げ、国際化を急げということでもありますから、日本のためを思って言ってくれているというよりも、これが自国の国の利益になるということです。それはそれでしょうがないですけれども、そういうことが非常に印象深かった記憶があります。いずれにしても、先ほど言いました4つの課題で進めていったわけであり

ます。

その中で一番苦労したのは銀行と証券の関係で、当時、証券局長は、最初のときが北村さん、次が藤田さん。局長になったときに、北村さんと「あまり業界のために二人がケンカするのはつまらないから、十分話し合って方向性を決めてから、ケンカする必要があったらケンカのふりだけしよう」と。結果的にはケンカしなかったし、ふりもほとんどしませんでしたけれども。

〔 山 口 〕 北村もそう言っていたね、確か。

〔 平 澤 〕 そうですか……。その後、北村さんとは十分話し合って、いろいろ進めていきましたが、その結果として、先ほどの新しい金融商品を作るという中で、あるとき北村さんに、「CPをどうしようか」と話したら、要するに、「証券界は社債方式を銀行にやらせるのは絶対反対だと言っている。」、「銀行の方は社債方式でやりたいと言っているが、社債方式という法律改正もいろいろやらなければいけないから大変だ」、「いずれにしても早くCPを作ろう。」と。「それでは、方式は何でもいい、極端な言い方だが、紙切れであればいいのだから、それは証券にかからないでやれる手形ならいいだろう」、手形というのは銀行が扱っているわけですから、それを証券にも扱わせると言えば、証券に新しい業務を認めたことになるのだし、手形なら実質CPの金融的に求められる機能は100%達成できるのだからということで、二人で話し合って、「どうだ」と言ったら、北村さんは「それでいきましょう、自分も前から手形しかないのかと思っていた」と。それでどうやるかということを二人で考えてやったのですけれども、案の定、幹事証券会社から「やるのはいいけれども、手形を扱うときに我々はこういう条件、こういう条件……」と。それで、「だめなものはだめだ」と言っているうちに、ある証券首脳が突然乗り込んで、「局長が反対するのなら、証券界を挙げて反対する」と言うから「どうぞ」と言っ

たのです。そのままケンカ別れして帰って、しばらくしたら下の人から「やはり天下の体制にあまり反対するのよ」という感じで、「反対ではあるけれど、身体を張ってはいない」ということだったかな？

〔 小 山 〕 そうですね、結局、支払い場所を証券会社にしろと。そうすると、証券会社が銀行なのか、そうでないのか一般の人たちはわからなくなるわけです。それが一番大きな問題だったと思います。

あとは、バックアップラインの問題で、銀行保証とか、もちろん金融的な商品として構成した場合に、証券会社としては乗りがたい、アメリカの制度とずいぶん違うではないかというようなことが争点でした。

3. 金融先物市場の創設

〔 平 澤 〕 私は大変北村さんに助けられまして、仕事と一緒にできたわけですが、藤田さんのときに、二人でやはり一番問題になったのは、金先市場を作るというときに、私と小山さんは金融先物も証券先物も、そして将来は、それ以外のいろいろな商品の先物だってあるのだから、それは同じ先物取引所、すなわち日本先物取引所というのを作って、そこでまとめてやろうとしたわけです。現物の方は、株は東証とか、証券も東証、金融市場はまたこっちというふうにやるのだけれども、先物は先物オプションなどを含めてもう同じだから、日本先物取引所を作ろうということで、証券局の藤田さんのところに行ったら、「考え方としてはよくわかるけれども、とてもできない」と言うのです。しかし、将来、証券会社も銀行も商社などもみんな、先物とかいろいろな商品を扱うことになる、同じところにあった方が便利ではないかという話をしたわけです。そうしたら、これにはちょっとおもしろい余談があって、宮本さんが言っておられたかどうか知りませんが、その前に宮本さんが理財局長のときシカゴのマーカントイルか何かの先物取引所へ行って、「日本の国債はどこで扱っているのだ」と聞いたら、「この場所だ」と言われた。横を見たら豚の取引をしていると言うのです、その隣りで。豚に先物はあるのかな？

〔 小 山 〕 あります。

〔 平 澤 〕 それで宮本さんが、「我が光輝ある日本の国債をあつ豚の隣りでやるのは何だ」と言って怒ったという話を聞いていたものですから、やはり一緒にやってしまったらどうだという論拠にさせていただいたことも今思い出したのですけれども。

そこで、結局、証券局長としては「とてもそれはできない」と。それで、私は大先輩の竹内さんのところに行きまして、「竹内さん、どうですか」と言ったら、「それはわかるけれどなあ、しかし、無理だぞ」ということ等もあって、結局、一緒にやらないで別々に取引所を作った。そのとき、ある証券首脳が「金融先物取引所を作ったって、あんなものはすぐ潰れる」と。私も、ひょっとして取引できないのか、あまり売れないのかと思ったのですけれども、しかし、小山君などに聞くと「絶対大きくなります」と言うのです。いずれにしても法律を通そうということで、金融先物何とか法……。

〔 小 山 〕 金融先物取引法です。

〔 平 澤 〕 話がまたそちらの方に入りますが、そのときに銀行局で局議をやりまして、金融先物とはどういうものかということをお山君とその担当の補佐に聞くわけです。そうすると得々と説明するわけです。先物とはこうで、オプションとはこうで、それでこういうふうになっていますと。そのうち、誰かが、「ついては、値段がどうつくかというのはどうなのだ」と聞くと、またわけのわからない数式を持ってきてやっているわけです。聞いているうちに、「数学ができる」とか言って威張っていた人も、最後は「ああもう、高等数学でわからない」、そういうことがあったよな。

〔 小 山 〕 ありました。謎解きみたいな……。普通のオプションもそうですけれども、オプションにいたってはものすごい高等数学です。

〔 平 澤 〕 それでみんな「わからないな」と。「だけど、法律が書けるか」と言ったら「いや、それは書けます」と。それは当然ですよな。

というようなこともありながら、金融先物法案を作り、それで、動き出すときはちょうど私が銀行局長を辞めて官房に行く直前ぐらいでしたか、テープカットに行った。もうなっていたかもしれませんね、次官室に行ってからかもしれませんけれども。

〔 山 口 〕 大阪に作りたいという話があったね。

〔 平 澤 〕 その話がありまして、大阪に何としても作りたい。当時、いろいろありまして、そういうふうになったのはお山さんに原因があるのです、今思い出したけれども。

〔 山 口 〕 このお山さん？

〔 平 澤 〕 そう。お山さんは理想主義者ですから、そうだろう？

〔 小 山 〕 そうです。

〔 平 澤 〕 東京以外のお大阪に作って、それぞれが個性ある商品を買ったらどうだと。今、ちょうど向こうの取引所がそういう感じになっているのですが、よく考えてみると、

片方が魅力的なものを作り、それを後で、片方が真似ると、やはり強い方に引っ張られるのではないかといろいろ議論もあったのですが、このところは小山さんからコメントを。三和銀行が絡んできたりして、裏ではいくつか話があるのです。どうぞ。

〔 小 山 〕 先物をやっている過程で、シカゴがニューヨークに対して相当頑張っている。それから、一極集中について法律の議論がございまして、竹下さん、それから堀昌雄さんなどが、あの人は関西の方ですから、非常に真剣に経済の主力を移せないかと。マーケットが一番いいなどという話は新聞にも出ていたものですから、局長に一枚の紙をお書きしまして、「この際、これを使う手がございます」ということを局長秘書の宮崎さんに渡したのです。そうしたら、その日の夜に局長から私のところに自宅に電話がかかってきて、「あの話はおもしろい、進めてごらん」と。「ただ、いろいろな方の意見を相当慎重に聞かなければいけない」と。それで日経の誰々とか何人かパラパラッと言われまして、「ごく極秘に聞いてみなさい」と。それで、山口次官にも……。

〔 平 澤 〕 そうそう、山口さんにも伺ったんですよ。

〔 山 口 〕 大阪説だったよな。

〔 平 澤 〕 そう、大阪説。「作るなら大阪だぞ」などと言っておられた記憶が……。

〔 山 口 〕 三重野さんが副総裁で……。

〔 平 澤 〕 三重野さんが、日銀本店を向こうに移してもいいなどと言われたでしょ、あのとき。

〔 小 山 〕 それで、大阪に作るというのは大体賛成というか、方向が正しいような感じになりまして、技術的に詰めなければいけないというので、銀行とやり始めたわけです。そうしたら、東京の銀行はもちろん反対なのです。驚くことに、住友銀行とか三和銀行という関西系が喜ぶのかと思ったら「うちは役員何十人のうち数名しか大阪に残していない」と。大阪はもぬけの殻で、そうすると、こちらで取引をやると玉が往復して、東京に東上作戦をした意味がない。電算機で一緒にバツと押しますと0.3秒の差が出て大阪にはとてもかなわなくなる。先物というのは手と計算の勝負ですから……。

〔 平 澤 〕 0.3秒差というのは重要な意味があった。

〔 小 山 〕 そうです。だから、勝てない。「我々は東京で大阪の取引をすることを想定せざるを得ないので、これはやめてくれ」ということで、これは執拗に壊しに来ましたね。そんなことで、大阪組が横に寝てしまったのです。

〔 山 口 〕 関経連がやりたがったんだよね、宇野さんは。住友はもともとそうでな

かったけれども、三和は多少は色気があったんだよね、最初は。

〔 平 澤 〕 それと大和が賛成だったでしょう。

〔 小 山 〕 大和は賛成でした。

〔 平 澤 〕 安部川さんは「それはいいから、やってくれ」という感じでしたね。

紆余曲折あって、東京ということになったわけですが、

〔 山 口 〕 そうしたら、確か、東京勢が何か「土地を出します」と言ったんだよね。「それはもう実力だから、土地を出す」と。あそこ、今あるところの土地なんじゃないのかな……。

〔 平 澤 〕 一時的に違うところにいて、今のところは、

〔 小 山 〕 結局、銀行会館にしたんですけど、その前はNTTの本館、コンピュータ施設が強いものですから。

〔 平 澤 〕 先物取引もいろいろあるのですが、このほか証券局絡みで、やはり一番大変だったのは、制度そのものというより三局合意です。あれはご存じのように、たまたま岩瀬さんが証券局長のとき作ったわけです。その経緯は皆さんお話しになっておられると思いますけれども、そのためにその頃の行政は非常に苦労したわけですが、ある時、佐藤徹証券局長が、証券4社を呼んで、「三局合意をやめさせる、いいな」とバーンと言ったら、みんな「はあ」と言って、その当時は、我々、やはり佐藤さんは迫力あると思ったのです。そうしたら亡くなってしまいましたから、また、元に戻ってしまったのです。

その後は、歴代証券局長、腫れ物に触るようで触らない、単なる紙一枚で。そのために苦労したのですけれども、結局、三局合意一つだけを「紙返せ」と。借金証文みたいなものですから、返せと言ったってだめだ。だから、大きな仕掛けの中で組み込んでしまって、一緒に解決してしまえということで、制度改革の問題の中で処理することにしたのです。

4. 業態別子会社問題

〔 山 口 〕 あのときは、最初はユニバーサル・バンキングだろう。業態別子会社になったのは次官になってから？

〔 小 山 〕 局長の3年目です。しかし、実際に設立が認められたのは、平成2年です。

〔 平 澤 〕 これもまた大きな問題なのですから、角谷さんと一緒に車の中で話

していて、日本の金融制度の改革について、5 alternatives といって5つの選択肢を挙げたのです。いろいろ角谷さんと話していると、角谷さんは、要するに「ユニバーサル・バンキング、これはやはりだめです」と。「持株会社方式は公取の問題があるから、時間がかかるのではないですか。」と。「業態別子会社なら、私は引き受けます」と角谷さんが業界説得を。それで、5 alternatives の中でまず、業態別子会社からいくかということで、そういうふうに角谷さんが引き受けて、それでは公取委との関係がまず重要だということで、小山君に、そういうことでやるには公取委の了解を取っておかなければいけない。確か、独禁法の特認なのです。100パーセント子会社ですから。「その辺はどうなんだ」と聞いて、その辺から先はもちろんOKになったのですけれども、それを何日か一生懸命やっていたのは小山君ですから。

〔 小 山 〕 公取委とは大戦争になりました。あそこはおかしな役所だと思います。というのは、銀行局も証券局も競争促進のために動いているわけですが、公取というのは、独禁法9条・11条というのが憲法で金融のコンツェルンとか財閥化とか、そういう金融を主導した企業グループができることが日本経済をだめにするという、こういう思想がものすごく強いのです。金融から穴を開けるといえるのは絶対反対だ。まして、梅澤さんが委員長でいらっしゃったので、「俺の立場から大蔵省の肩を持つということは組織が持たないんだ」ということを非常に強く言われまして、公取の事務局は、結局、競争促進だということがわかりながらもその呪縛から抜け出られなかったのです。したがって、これは将来の話として時間をかけてもっていくと。したがって特認なら、これは法律内の話だから乗れるということで特認のいろいろな案を作りまして、法制局にも入ってもらって、先が見えたわけでございます。

〔 平 澤 〕 当時、業態別子会社方式から先ず行こうと思ったのは、ビッグバン以降のロンドンを見ていると、シティでは5 alternatives の全部がやれることなのです。うち（横浜銀行）もギネスマン社というのを持っていますが。ユニバーサル・バンキングもやれるし、持株会社方式もやれるし、業態別子会社方式もやれるわけです。それから、銀行なら銀行、証券なら証券と分かれてやることも可能だし、あらゆることが、全部選択肢がやれるような立法措置になっている。いろいろ聞いてみると、当時、ロンドンで一番とられた方式が業態別子会社方式、それが一番市場を活性化するのに役立っている。ユニバーサル・バンキングなんてまずないということです、持株会社方式はかなりある。そういうのを見ると、やはり業態別子会社というのは非常に有力な選択肢かなと思ったわけです。

もう一つの選択肢は、投資銀行構想というもので、これは興銀を助けるために1つ選択肢に入れておいたわけですが、投資銀行みたいなものもロンドンにあることはあるのですけれども、一番あるのは業態別子会社方式ですから。したがって、あれだけ国際化し、自由化してきたロンドンで行われている方式が業態別子会社方式なら、それから入っていけば、あと広げていくのに突破口として非常に大きい。証券4社あたりも結局最後まで反対しなかった。入り方としては、業態別子会社から入っていった角谷さん、あの人は頭のいい人ですからその辺もよくわかるから、その選択肢から入ってきたのが結果的にはよかったのではないかと考えています、今は。それが10年後の現在、今度は、持株会社が認められる法律が通りました。最後にあるのが、グラス・スティーガル法なり、証取法の金融、証券の分離の部分ですが、これは急いで今改正しなくてもいいのではないかと私は個人的には思います。もう持株会社と業態別ができればほとんど問題は解消する。ユニバーサル・バンキングになると、同じ企業体の複雑な問題を処理するトップが一人の人、また同じ企業体で、全くカルチャーの違うものを中に混在させるというのはいろいろな意味で問題がありますよね、組織体として動かすとか。要するに、証券でやってきた人がトップに立つのか、銀行から行った人が立つのか。もしくは両方わかるような人を育て上げようと思って、若いときから右行ったり左行ったりして上まで上げてくるのがいいとか、その問題があるでしょうし、それから、やはり勤務の仕方なり、給与の問題もある。要するに農耕民族と騎馬民族と一緒に住めというのと同じことですから、ある程度アメリカ流に兼業を一定の範囲で認めるという手はあるかもしれません。アメリカは今何パーセントですか？

〔山 口〕 あの時、最初に平澤君が言っていたのはホールセール・バンクとリーテールを分けなければいけないという発想だったよ、一番最初。

〔平 澤〕 それが投資銀行の問題です。田の字に分けよう、頭の中の整理で田の字にして、「田」の横の上の部分がホールセールで下がリーテール、縦の分け方は証券と銀行、これをどう組み合わせるか。その組み合わせる方式として、この田の字全部をやるのはユニバーサル・バンキングということですよね。それで、その部分を業態別子会社でつないでいくのか、もしくは上に持株会社をおいてばらけてつなぐのかと……

〔山 口〕 いろいろなやり方があるからね。今でも同じことだよ、問題意識は。ホールセールとリーテールを分けてしまえというのは。

〔平 澤〕 そうですね。ですから、アメリカの銀行、証券はどちらかで分けてやっ

ていますね。結局、両方一緒にというのはなかなか難しいですね。

〔山 口〕 うんとデカイやつが一緒になったりしてくれれば……。

〔平 澤〕 そうですね、メリルリンチあたりは両方やっているのかな？

〔小 山〕 両方ですね。ただ、結局、両方できても子会社方式の方が能率的なのです。給料体系から報奨というか、人事交流のあり方とか、結局、子会社になってしまうのです。

しかし、平澤局長からご指示をいただきましたときから、やはり局長は最初から業態別あたりを頭に入れられて、私どもに指示された話は、「しかし業態別をボンと裸で出したら通らない、何か考えろ」と言うので、考え出したのはホールセール、リーテールの切り口で、投資銀行を出して興銀を証券会社にしてしまう。それによって長期信用銀行の制度と証券・銀行の分離を全部ほどいてしまう、解決してしまう。これを1つ出しておきながら業態別を肅々と進めていったという感じだろうと思いますけれども。

〔山 口〕 興銀はわりに投資銀行に最後までこだわっていたような気がするね。

〔平 澤〕 最後に小山君がまとめた答申がありますよね。

〔小 山〕 専門研報告です。

〔平 澤〕 この中に、投資銀行構想(特例法方式)を否定しないでくれと興銀が言ったのです。それで最後にその分だけ入れたのです、館さんと相談して。

〔小 山〕 最後の方ですね。そこの部分を読みましょう。「特例法方式というのは、検討に値すると考えられる」と。それでホールセールの分野とリーテール分野の区分の仕方、利益相反とかそういうところから、この制度は経営の健全化の確保等も技術的に相当問題があるというようなことも挙げて、出すには出すけれども問題はある、しかし検討に値するという収まりになったわけです。否定はし切らなかった。

〔山 口〕 だから、あのときに興銀は「それでは下りるから、早く出させてくれ」と言ったんじゃないか、確か。子会社を認めるのを。順番が。

〔小 山〕 他よりもっと差をつけて。

〔平 澤〕 だから、何か月か先に。それはもう土田さんになってからの処理ですけれども。

〔山 口〕 なってからですか……。

それで、証券会社の方も支店が少ないから、その方がいいということになったのではない、多分。

〔平澤〕 土田銀行局長がその辺いろいろ苦労なさっておられると思います。

〔北村〕 91年、平成3年の答申にそこら辺の部分がちょっと書いてあります。

〔山口〕 それはその後の話ですから。

〔北村〕 かなりはっきりした文章で、店舗の状況等を考慮しながらというふうな書き方になっていたと思います。

〔平澤〕 私たちがやったのはこの答申をまとめて、立法化措置を土田さんに頼むよということですから、その意味では土田さんも非常に苦労しておられるのです、これを引き継いでやったということが。

5. 相銀の普銀転換と業務分野規制の緩和

制度の問題はいろいろあるのですけれども、あと業態の垣根を外すということで、相互銀行の普通銀行への転換というのをやったのです。これは今の [REDACTED] で、何としてもやりたいと。当時の [REDACTED] とか、自分が眼の黒いうちにどうしてもやりたいというのが非常にあったのですが、要するに最初は相互銀行法を廃止したいということでした。ところが、相互銀行の中にはどうしても相互銀行制度を廃止するのが嫌だということもありまして、たとえば [REDACTED]。私が局長になって、相互銀行法廃止の法案を考えようかなと思ったときに、[REDACTED] は、直接私のところへは来ないで、間接的に「そんな法案を出したらつぶしてやる」と言っているということで、やはりそういうことになると、政界筋などを通じて、いろいろ不愉快なことも起こるだろうと、後で振り返ってみても変なことが残るといけないと思って、何とはなしに、私がまだ若い頃、ちょうど金融制度調査官室にいたときに、澄田さんが局長だったのですが、「金融機関等の合併転換法」というのを作らされたわけです。したがって、合併転換法は、自分で法制局などに行き作ったものですから、この法律を使って転換してしまおうと。それでその使い方は、「相互銀行の中で転換したいものは言ってらっしゃい、そうしたらどんどん普通銀行の転換を認めるから」。そうしたら法律改正は必要ないですから。そういうふうに持っていけないかと思って [REDACTED] に相談したら、「何行が残るだろう。そうすると業態全体の秩序の問題とか、また合併転換法を使うのを [REDACTED] あたりが反対してぐじぐじやられると困るな」という話だったのですが、なんとはなしにみんなで手分けして当たったりいろいろしていたら、合併転換の際の基準を若干緩くしてく

ればほとんどみんな転換する、[]とどこかを除いて。ということで「それならやっ
てしまおう」ということで、合併転換法によって転換を認めるから言ってらっしゃいとい
う感じで打ち出したら、真っ先に「転換したい」と言ったのは[]。これは大変おも
しろい話だと私は思うのですけれども。「うちが真っ先にやりたい」と。「そういうふう
に決まったのなら真っ先にやりたい」と。結局、[]の方は反対がなくなったもので
すから、あと行政の立場からやはり不用意に転換させるとまずいというのがありまして、
それが徳陽です。それから東邦相互。東邦相互はああいうふうに解決して、もうありませ
んし、徳陽は今ああいう……。東邦相互は合併させることで解消させて、徳陽はしばらく
中小金融課で預かっていたんだよね。

[小 山]　そうです。

[平 澤]　転換は認めないで。それで、転換をテコにして、「きちっとしないと転
換を認めない」ということですから、行政上いろいろ指導して、一時的には何とか形は作っ
たのですが……。転換は認めたんだよね。

[小 山]　はい、認めました。

[平 澤]　だけど、その後また、不安定な状態になっているのですけれども。

そういう意味で、相互銀行は普銀に転換したから、あと残っているのは興長銀と信託で、
興長銀は例の業態別子会社とか何とかの中で何かうまくと思ってやったのですが、今なお
やり切れていないのですけれども。もう一つは東京銀行です。これは合併で自然になくなっ
てしまいましたから、結局、残ったのは興長銀制度。

もう一つ、信託銀行というのは、これはご存じのように法律的には「銀行等の信託兼営
に関する法律」というのがあるわけですから、行政上、銀行に信託経営を認可すれば、仕
組みとしてはやれるわけです。ただ、行政的に止めているだけです。これは小山さん
のところの話ではないので、行政上決断するかどうかだから法律的に手を縛られていない。
これはいつでも使えると。そうすると、もう残っているのは興長銀だけ。これはというこ
とで、投資銀行みたいなものの構想、先ほど申し上げたような構想の中でやれば日本の銀
行は特別の業態銀行はなくなってしまう、というところまでは何とか持ってはきたのです
けれども。

あとは信用金庫・信用組合で、これもやはり大変かとは思っていたのですが、当時いろ
いろあって、ちょっとそこまで手をつける余力がなかったのですが、やはり信用組合とい
うのは信用金庫と同じように一緒にしてやるのかとは思っていましたけれども。

〔 山 口 〕 興長銀制度というのは、やはり金融債の話だね。

〔 平 澤 〕 あれがなくなればどうってことは……。

〔 山 口 〕 ないんだよね。

〔 平 澤 〕 その際、山口さんがおっしゃるように、したがって、普通銀行に社債発行ということをやりましたのです、金制の中で。転換社債の発行までは……。

〔 山 口 〕 貸金の財源にはいけないのだろう。

〔 平 澤 〕 転換社債発行までは証券界が認めたのです。株に近いそういう商品が出てくることは自分たちのプラスにもなるから。それで、興長銀にもこれは株だからと言って認めたのです。それを社債まで持ち込むのにはちょっとまだ技が必要だったので、これも手をつけなければいけないとは思ったのですけれども、一応転換社債でやってみるかと言って、そこまではやったんだな？

〔 小 山 〕 転換社債もやりましたし、劣後債もやりました。結局はほとんど同じものですから。制度問題で揺さぶりをかけながら、商品性においては実質的に長短分離というのはもう解消したのだと思います。

〔 平 澤 〕 優先株も認めたんだな？

〔 小 山 〕 優先株も認めました、この3年間で。法律論争と興銀も相当うるさい弁護士を連れてきて、銀行局とやりましたけれども、結局、先方は論理的に阻止できないということで諦めましたけれども、やはり、制度問題という舞台を一方に持ちながらやったからできたのだらうと思います。

〔 平 澤 〕 今後、その辺のところを含めて行政のあり方というか仕組みの……、難しいところですよ、これは。大蔵省を分けるということを含めて。

〔 山 口 〕 しかし、いずれにせよ選択肢がいろいろできたから。だから、興銀なんかも新しい展開をやる余地が十分にあるよね。

〔 平 澤 〕 ありますよね。これからは、行政がどうのこうのという話ではなくて、それぞれの金融機関の才覚の問題ですからね。

〔 小 山 〕 平澤局長からよく言われましたのは、制度改革というのは、いままで作ってきた成果、例えば、信託型貸信という日本独特の立派な商品を作っているわけですね。そういうものを否定するのではなくて、そういうものをどんどん増やしていく、これが制度改革だ。「もう存在意義がないのだ」というのではなくて、その人たちに意義を与えながら、結果的には自由になっていく。それをよく考えろということをよく言われました。

〔 浜 中 〕 小さい質問を2つほど伺いたいのですが、全信連が金融債を発行することになったというのは、今のお話の中に位置づけられるのかなということと、それからこれは日米構造協議の中か何かにあったのですけれども、外国の信託銀行を何行でしたか、最終的にはたくさん認めたのかもわかりませんが、初めのうち3つとか4つとかお認めになって、そこら辺の位置づけを。

〔 平 澤 〕 外国の信託銀行は、吉田銀行局長、岸田証券局長のときですね。

〔 山 口 〕 私がまだ現役のときだったから。

日本にはまだ7つぐらいしかないのに、そんなに増やすのかねというような話だったよ。

〔 北 村 〕 松野さんが銀行課長のときだったと思うのですが、外国信託銀行の話が出て、7つとかという話が相当議論になりました。

〔 浜 中 〕 それはあまり金融制度改革には関係ないのでしょうか。

〔 山 口 〕 今の話の前だな。

〔 平 澤 〕 もちろん、その前にやったから、これも1つのいわゆる現在の流れの中でやられたわけだから、国際化の1つですよ。

全信連の問題は、いろいろ金制全体をやっているときに、信用金庫をどうするのかというのは当然頭の中にあるわけで……、信用金庫については、澄田さんのときに、金融2法というのを出してその当時信用金庫をかなり直したのです。あれも協同組合組織ですから。ところが、それから20年ぐらいたっていますから、もう一ぺん見直さなければいけないけれどもということで、金制の中にそのための委員会を作ったのですが、なかなかいじりづらいですよ。そこで、当時の小原会長といろいろ相談していたわけですが、小原さんについては、その片方で、円・ドルでもって預金金利の自由化を進めているときに、郵貯と農中が自由化に非常に反対したのです。その中で小原さんが、「信金は預金金利自由化で非常にダメージを受けるけれども、これは、世の中の大きな流れに沿っていることであり、それに対して抵抗するのは、一言で言えば無駄な抵抗だ。世の中の大きな流れに棹をさすものだ」ということで、ずいぶん郵貯と農中を説得していただいたわけです。

それで、そういうふうに我々が大変恩義を感じていた小原さんと信用金庫をどういうふうに考えたらいいかと話し合っていたときに、「いろいろ細かい点での手直しをお願いしたいのだけれども、まず、全国信用金庫連合会に金融債の発行を認めるという方向でやってもらえないだろうか」という話が1つです。「あと細かいことが2つあるのだが」と言って、「何ですか」と言ったら、2つが、今、全信連の宮本さんのところは海外に支店があ

りますよね、あの海外支店を新たに認めてくれないかということ。そして、3つ目はさらに細かいけれども、全信連で、コンピューターセンターの大きなものを作りたいのだけれども、これも行政の許可がないとできないので、その3つをお願いしたいということでした。最初の金融債の発行は金融制度に係わる問題だから、金融制度調査会の……。

〔 小 山 〕 第一委員会ですね。

〔 平 澤 〕 第一委員会で、特に「協同組合の金融機関のあり方」という中へその問題も入れて、「全信連に金融債の発行を認めるのが適当である」というのを答申にしたのです。これも裏話なのですが、興銀が猛反対したのです。「金融債発行をやられるととてもじゃない」と言って。それで、小原さんのところに行って「興銀が猛反対しています」と言ったら、小原さんて偉いですね、「わかりました。私が興銀に行って話を付けてきます」と一人で出掛けて行って、池浦さんと会って、後で興銀の人に聞いたのですが、それでも、「金融債発行を認めてください」、池浦さんは「それは……」ってグジャグジャ言ったら、「わかりました。以後、興銀債を全国の信用金庫は一切買いませんから」と。そうしたら、しばらくして池浦さんから電話があって、「わかりました。やむを得ないものとしてOKします」と。それで、私のところに小原さんから「興銀は問題ありませんから、あとは行政の方でいいものをお作りいただけたら大変ありがたい」ということで、答申案を第一委員会の報告というのか、まとめて……。丁度その日が小原さんの葬式だった。それで、小山君がその答申案を持っていったら、全信連の吉良専務が、あれだけ小原さんが情熱を傾けていた答申案ですからということで、小山君が持って行った、それをお棺に入れたのです、一緒に茶毘に付したのです。

〔 小 山 〕 実現したということは、亡くなる直前に認識されたのです。

〔 山 口 〕 意識があったんだ。

〔 平 澤 〕 意識があるときに決めたのです。それがきちっと印刷物になったのがお葬式に間に合って、お棺の中に入れて一緒に茶毘に付したのです。

したがって、全信連の金融債発行はそういう経緯があってできたし、全信連の海外の支店もそのときに小原さんとの約束でその後認めましたし、計算センターも認めたのです。

〔 山 口 〕 それが今役に立っているんだな……。

〔 平 澤 〕 その計算センターが、今、同じものを地銀全部で作ろうかというぐらい、あれは意味があったのです。

〔 山 口 〕 意味があるんだよね。

〔 平 澤 〕 ちょっと話をそちらにいてもいいですか。

〔 山 口 〕 いいよ。

〔 平 澤 〕 それはなぜかと言いますと、金融機関は主要な基幹ソフト、ATMとかCDを動かすとか、勘定系とか、あらゆる業務はその基幹ソフトの中で動き回るわけです。各銀行はそのための膨大な高速コンピュータを、しかも地震対応といって2台持っているところも多いわけです。その基幹ソフトは1次、2次、3次と来ていて、今、次の4次というのをみんな考えるわけです。3、4年のうちにやらなければいけないわけです。なぜかと言うと、カードもICカード化させるとか、電子マネーが出てくるとか、投資信託の窓販とか、保険も窓販できるとか、デリバティブズのあらゆる新商品が出てくると、従来のソフトの手直しでとても対応できないということで、かなり大巾に入れ換えなければいけないのです。そのために都市銀行の上位行では1,000億円かかるのです。

〔 山 口 〕 それぞれがやるから。

〔 平 澤 〕 それぞれがやるから。そうすると、うちの銀行でも計算させると、いくら安くやったってそのために400億円とか500億円かかるというのです。ところが、小原さんのやった全信連はそのセンターを使って、信用金庫全部でそういう基幹ソフトを作って、例えば、今で言えば、24時間CD、ATMが動かせる。今、都銀が24時間やろうと思って必死になって金をかけていますよね。各行数10億円かかる。ところが、小原さんの作ったそのセンターでやるのは、どこの信金でもつなけば24時間でできるようになっているわけでしょう。一緒にやってしまったから猛烈にコンピュータ関係の経費が安くなる。同じソフトをみんなバラバラ作ると、ソフト作るだけで各行ごとに100億、200億かかる。400の信金と一緒にやれば400分の1ですむわけです。地銀は60何行あるから、ソフトと一緒に作れば60分の1ですんでしまうわけです。小原さんがやったやり方を、今、宮本さんのところでもやっているわけですから。

〔 山 口 〕 最初からやったというのが偉いんだよ、ハードが1つなんだから。おそらく、地銀の場合にはいろいろなハードがあるわけだろう。

〔 平 澤 〕 各銀行が自分でコンピュータを買ったわけです。IBMのとか、NECとか、富士通とか、仕様が全部違うわけですよ。その使い方のソフトも規格も統一しないでみんなバラバラに作っているわけです。だから膨大な無駄をやっていたのですけれども、信金に対して、このときは、「いや、結構です」と軽い気持ちで言ったのですけれども、今考えてみたら大変なことだった。

6. BIS規制問題

今、制度上のお話を申し上げていたのですが、行政上の問題で、やはり国際関係で一番大きいのはBIS規制です。BIS規制問題は、ほとんど千野審議官がやっていましたので、私ももちろん報告受け、相談を受けていたのですが、もうとても私にはやる能力はないし、なぜかと言うと、当時、千野君と飲んでいましたと、「ちょっと私は仕事があるので」と言って夕方8時半頃大蔵省に帰るわけです。そうすると、ニューヨーク連銀とイギリスのバンク・オブ・イングランドと千野さんとが電話でつながりまして、電話で会談しながらBIS規制をまとめて上げていったのです。

これも余談になりますが、千野さんが夜遅く、一番割のいいのがバンク・オブ・イングランドでこれは昼だったかな、アメリカは朝早く、それぞれ最初電話でこちらはアメリカに対して「グッドモーニング」、向こうが「グッドナイト」と言う。こちらは「グッドアフタヌーン」と。そこを冗談めかしく、気を遣いながら、みんな違う時間帯で集まってやったと言うのです。千野さんが英語の名人ですから、「君なんか、いいなあ、お互いにやれて」と言ったら、「だけど、向こう同士が話していることはわからない」と言うのです。もう一人、横でこういうのを聞いている若いのは誰だった？

〔 小 山 〕 東君でしょう。彼はよくわかるのです、ニューヨークにいたから。

〔 平 澤 〕 わかるような顔つきはしていないけれども。

〔 小 山 〕 もう一人いましたね。

〔 北 村 〕 渡辺君かな。

〔 平 澤 〕 彼も聞いて、いろいろ本当に熱心にやっていたわけですが、あれはやはり千野さんだからできたのです、向こうと信頼関係があったからBIS規制をうまくまとめ上げたのです。今考えてみるといろいろご批判あるかもしれないけれども。

〔 山 口 〕 あのとくに、日本側は株の含み益、確かイギリスは劣後債と言ったね。

〔 平 澤 〕 3つともお互いに譲り合って……しかも、千野さんが最初アメリカと組んで話をつけて、それでヨーロッパをちょっと遅れて入れて、アメリカと一緒にヨーロッパを押さえ込んでしまっただけでまとめましたから、やはりなかなか……。今でも、都銀の当時の一般委員の人たちが言っていますけれども、千野さんがBISの折衝に出掛けていく前に、夜集まって仕組会をやった。みんなで「頑張ってください」と言って送り出

した。ちょうど日露の講和条約のときの小村寿太郎のような感じだったと。向こうからこういうことで含み45%ですか、入れることでまとめたよという電話か何かがあって、みんな集まってそこで大喜びに喜んだということを言いますね。帰ってきて千野さんの凱旋祝いをやったのだと言っていましたから。ところが、その45%で今逆に株がこんなに下がる……。

〔山口〕 結局、あれに安住してしまったんだよ。特に、銀行が。

〔平澤〕 あれだけ千野さんが努力してやったのが、株がその後バーッと上がりましたから、45%はどんどん増えてしまって自己資本比率が10%をどんどん越したわけですね。

〔山口〕 だから、体質改善が遅れてしまうわけだよ、あまり千野さんが上手にやっちゃったから。

〔平澤〕 あのときの株価で45%入れて都銀各行の自己資本比率がやっと8%に乗るか乗らないかでしたから。

〔小山〕 計算機を横の補佐が叩いていましたからね、これを入れればこうと。

〔平澤〕 やはり、千野さんの努力が若干仇になったところがありますよね。本来なら、金融界そのものがきちっと締めるべきだったと思います。

しかもバブル期は、金融界はこれも仇になったのか、転換社債の発行を認められ、いろいろなことでエクイティ・ファイナンスで自己資本を増やすのが可能でしたから、非常に安いコストで、それで集まった金を今度……。

〔山口〕 マイナスなんていうこともあったものな。転換すると金利がマイナス、転換すると言うか、為替なんかで転換すると。

〔平澤〕 だから、そういう意味で、世の中なかなかうまくいかない点があるのですけれども、あのときはこの問題で本当みんな必死でしたよね。

〔山口〕 大体が日本の銀行のプレゼンスが大き過ぎるというところから出発しているんでしょ、あの話は。やたらに出たんだろ、また、あの頃。

〔平澤〕 当時、これもご存じのように、ロンドンに日本の金融機関が出ていって、ロンドンにおけるいわゆるボンド除きの預金の30何パーセントかが、日本の金融機関の預金でしたから、資金が。ほとほとさように大きなプレゼンスを占めたのが1つと、もう一つは、日本の金融機関が向こうに行ってショート・ファンディングしまして、短いお金を集めてきて、それを貸すわけです。

〔 山 口 〕 マチュリティ・トランスフォーメーションとかっていったね。

〔 平 澤 〕 そうなんです。当時、日本が荒し回る前は、そのサヤが1.5%とか、2%近くみんな地元の金融機関にサヤが入っていたのが、日本が行って叩き合ったためにサヤが50ベース、0.5ぐらいまでに下がってしまった、3分の1に。それで、日本の銀行の海外でのプレゼンスが増えて、逆に、自分たちの儲け口を大きく叩かれたために、日本の銀行を何とか押さえ込もうというのが1つB I S規制の背景にあります。ですから、それに対する対応として国益に反しないようにやろうというときはみんなで一生懸命やったわけで、あのときは成功したのですけれども。

〔 山 口 〕 大体がB I Sの会議だから、普通なら日本銀行が行くのだろうけれども、日本銀行も行っただろうけれども、千野さんがやったんだよね。ああいうのは多分、日本だけだろうね。

〔 北 村 〕 私が理解している範囲では、それ以前、B I Sのバーゼル委員会は日銀だけで、ときどき国金局が入るか入らないかというので、加藤前財務官がまだ課長か、あるいは審議官になる前後、非常に苦労された。しかし、このB I S規制はよくよく考えると、日銀ができるのではなくて大蔵省の規制だと、大蔵省に権限があるということがわかって、大蔵省がバンクの中に入ったというふうな経緯があったというふうに聞いております。

〔 窪 野 〕 ちょっと前から、国金局が入ってまして、それでちょうどまさに86年の平澤局長のときから、国金局から銀行局に株が来まして、初代誰を出すかで、先ほど名前が出た渡辺達郎君が銀行課の筆頭補佐で、彼が最初に初代参加して、その下交渉して、それがだんだん大きくなって、2年目のあたりから千野さんになったという。

〔 平 澤 〕 今、それで思い出しましたがけれども、確か、私が内海局長のところに行って、「この問題はこうなんだけれどもどうする」と言ったら、彼は即座に「それは銀行局でやってくれ」と。そうだったね。

〔 窪 野 〕 そうです。

〔 平 澤 〕 彼は局間の何とかとか全然関係ないのです。国金局でやるべきだなどと頑張らないで、即座に「銀行局でやってくれ」と。今、思い出しましたがけれども、その辺は千野さんが詳しいですけれども。それで、千野審議官が専担でやるということになりましたから。

また思い出しましたが、日本銀行が、B I Sは我々の方だと言ってきたのです。そうしたら、千野さんが「わかった」と。「では、組織とか仕組みの上での権限はどういうこ

とか」と言って話したら、日本銀行は説明できないでしょう。それで結局、千野さんがやることになって、ところがまたああいう気配りの人ですから、「日本銀行の人もどなたでもいいです、同席していただいて結構です」と。それで、日銀の誰かが必ず……。

〔 小 山 〕 付いてきましたね。

その後、私は何年かして銀行局の審議官になりまして、そうしたら、B I Sの最後のまとめになったわけなのです。その会議でTier 3というのができてきたのですけれども……。

〔 山 口 〕 例の……。

〔 小 山 〕 大議論がありまして、そのときに私の前々任が秋山さんで、秋山さんがおそらく北村さんあたりにいろいろレクチャーを受けて行ったのだと思うのですけれども、準備した資料をみて容易ならざる会議だというのはそれでわかりました。行ってみましたら、後ろに人をつけてはいけないのです。各国の14人ぐらいが集まりまして、それでやったのですが、数式は飛びかうは、後ろの方からは、日本の主張はこれですから1年間やったサブ・グループのこれは通してもらわなければいけないというので、これだけ容易ならざる会議はなかったのですけれども、それは平澤局長が「これが銀行局の仕事だ」と言われたので、綿々と守っていったのです。その結果、とにかく行政のレベルは非常に高まったわけです。日本だけでしたね、大蔵省が出ていたのは。

〔 北 村 〕 あと、ドイツが例の金融監督庁で、ベルリンから飛んでくるというシステムで、多分、ブンデスバンクと一緒にだったかもしれません。

〔 平 澤 〕 やはり、行政がそれに関与していないと、そこに感度がないと出来ませんよね、行政対応が、どうしても。ある意味でなかなか、絡みのところはいろいろこれから。

〔 小 山 〕 B I Sというのは自己資本比率規制においては非常に優れた行政、誘導行政ですよ。1つ1つ言わないで数字を決めてそれに向かって走れと。それで不適合なものが出た場合は、今度はドーンと監督局が出て行って「どうした、どうした」と。これが行政だと。これが1つの大きな流れを作ったと思います。

〔 北 村 〕 2, 3、あの3年間の仕事の関係で、1つは、私はその後銀行行政に携わったときに、受託の問題を銀行界は昔ずっと議論していたのが、いつのまにか法制審の方に移ってしまって、法務省の方で中心に議論をするようになった経緯があったと思うのですが、受託の問題がそういうような論議になった経緯と、その当時の銀行行政との関係はどういうようになってたのですか。

〔 小 山 〕 それはご存じのとおり、商法に社債法という分野があるのです。司法試験を受けるときにでもあの社債法は受けなければいけなかった。これが猛烈に旧態依然の法律でして、その受託がそこに書いてあるのです。したがって、商法と銀行の付随業務の中でどう読むかという銀行法との接点で、法務省の参事官に話をしたら、自分たちが結局商法改正で響いてくるから議論に参加させてくれということで、一緒に走ったのです。社債の世界、社債のコミッションはスイスが豪快にコミッションをとっていますけれども、受託料については、他の国はほとんどないのです。

〔 北 村 〕 いつ頃の……。

〔 小 山 〕 私が調査課長、及び銀行課長のときです。ですから、その問題に早くから法務省も入っていました。それで、銀行というのはある意味で非常に恩を売るというか、社債を出すときにバックアップラインを敷いて、社債というのは誰のために、誰がいるから出せると思っているんだと。後ろに銀行がいるから、みんな社債を買うのだ。したがって、そのコミッション、受託料は払えと。これが高いのです。50銭とか、何かバカにならないのです。それが興銀の利益の大きな源泉になっている。そこは、しかし、みんな知っていますので、興銀等のシステムのためにあの制度は存在して、特に、無担保債とか何かのときには社債がデフォルトが起こったら、投資家はもうパニックを起こす。したがって、興銀の存在があるからあの制度は動いているのだというのに対して、企業はものすごく反発をしております、法務省はさばきかねていたのです。しかし、最後、きちっと商法改正でそろえてくれました。あれもだから自由化されたわけです。

7. 郵貯問題

〔 北 村 〕 もう1点は、当時、その前後の郵貯の話です。常に出ておりましたのですが、郵貯というのはどのようなご印象なり、お話がございましたでしょうか。

〔 平 澤 〕 郵貯との絡みで一番やりあったのは金利の問題です。ご存じのように、定額貯金のあの仕組みがあるし、金利自由化を進めていくときに常に反対なのです。

〔 山 口 〕 大口から入っているわけでしょう。

〔 平 澤 〕 大口からです。

〔 山 口 〕 大口は関係ないわけでしょう。

〔 平 澤 〕 その辺はよかったのですけれども……。

〔 山 口 〕 小口にかかってくると。

〔 平 澤 〕 私のときにはもう小口ですから。最後に近い頃になったら、郵貯と農中ですね、双方とも森本さんが相手でした。一人は局長、一人は理事長です。やはり郵貯と農林というのは、ある意味で自由化・国際化の中で最後にいろいろな問題が寄っていくところですから、どうしてもそういうものに対する恐怖感もあるし、実際、利益をかなり吐き出さざるを得ない。そういう状況になってくると、諸々の市場原理にさらされるわけだから、従来、いろいろ得ていたものが徐々ににはぎ取られるわけで、どうしても……、それはまだいろいろな面で続いている部分があって、現在の状況にきていると思います。

さらに、郵貯については、ちょうど私が局長のときに、10年前に大量に高金利で発行したものが、満期になったわけです。当時の金で8兆円近くでしたか。140兆円とか150兆円のうち、8兆円ぐらいが流出する可能性があったのです。そこで、この機会にいろいろ折衝しようということで、小山君がいろいろやったわけです。あれは銀行課長だったんですね。

〔 小 山 〕 総務課長だと思います。

〔 平 澤 〕 総務課長だったかね。総務課長がいろいろやって、当時、郵貯との間で、覚え書きをかわし、約束しましたね。定額の制度の仕組みとか何とか、キャップをはめるとかいろいろなこと。

〔 小 山 〕 あれは63年の12月ですから、しかし、平澤局長時代に実質を固めて、「例の小口MMCは官民共通の商品とする。2番目に、定額貯金の肥大化を防ぐために金利の上限を課すということで、3年ものについては長期国債、クーポンレートマイナス0.7、半年複利」。これで郵貯の拡大が一応そこで止まったのです。

〔 平 澤 〕 あのときの決め方もやはり妥協の産物だから、十分でなかったところもあるね。

〔 窪 野 〕 金利が高いとどうとか、低いとどうとかいくつかありますから、そちらに寄ったときがありますが、最近はかなりきれいになってまして……。あと、当時、最初の年にマル優の廃止がありまして、税制上、郵貯と銀行預金がいコール・フッティングになったのも1つ効果がありますね。

〔 平 澤 〕 あれもやりましたね。あときもいろいろあったね。郵貯問題はなかなか大変ですね。

〔 山 口 〕 預金金利の分離課税というのは郵貯のおかげなんだね。郵貯がそうでな

いと「うん」と言わなかったんだね。

〔平澤〕 あの時も小原さんは「わかった」と言ってすぐ賛成ですね。民間金融機関だけ集まってホテルオークラでやったときに真っ先に……。そうですね、そういうことありましたよね。あれは山口さんが次官のときでしたっけ。

〔山口〕 私はもう辞めていると思うけれども。

〔平澤〕 辞めておられたのですかね。

〔山口〕 消費税などを議論する直前ぐらいの話でなかったかな。

〔北村〕 87、88年でしょうか。

〔山口〕 消費税も片方で議論始めてたよ。だけど、うまくいなくて……。

〔平澤〕 そうですよ。

8. 土地融資規制

〔北村〕 もう1点質問させていただきたいのですが、当時、昭和62年63年と地価がだんだん高くなって不動産融資が増えていった。私は財務局の方で個別審査というふうなところまで行政が一部関与するようなところまで、銀行を押さえる方に回らなければならないという経験を覚えておりますけれども、あの頃の土地融資規制という観点からどんなふうなお話がございますでしょうか。

〔平澤〕 私が局長になった年ぐらいから、地価が大巾に上がってきて、これは銀行が金を貸すからだという話になるわけです。当時、国土庁とかいろいろの土地政策官庁があったのですが、その段階ではまだ地価に対する行政上の措置はほとんどとられていなかった。要するに悪いのは銀行で金を貸すから土地を買うのだということになってしまって、何遍も何遍も国会に呼び出されては「けしからん、どう思うか」ということでした。そのうちに、大蔵省が、直接、土地への融資を押さえるべきではないかという話が強まってきたわけです。私は本来的に、この問題は、国の土地政策全体の中で考えるべきものであり、特に、金融監督当局だけが、何ら他の政策を伴うことなくやるのは、後でもろもろの矛盾が出てくるだろうとは思ったのですが、官房の方も含めて、やはり何かやってくれということもあったし、従来から金融機関が不動産融資を過度にやることのないようにという通達も出していたこともあり、その通達を改正し、銀行の土地融資に対する行政指導を一段と強化したわけです。

最初やったのがヒアリング方式で、各銀行に土地融資とかその絡みの融資について、状況をヒアリングすることをやりまして、やっているうちに、日銀の統計しかわからないのだけれども、各金融機関の不動産融資の伸びが非常に落ちてきて、ほぼ横ばいまでになったのです。この後、土田君の時に、いわゆる総量規制をやりました。これは、後で分ったことですが、銀行は、そのヒアリング方式をやったときに不動産融資の伸びを落としたにもかかわらず、結局、その一方で、住専とかそういうところに迂回して金を貸し、そこから土地に回していたということです。ご存知のように、私の後の土田君などは、これですいぶんご苦労したわけです。

この土地融資規制の問題は、終戦直後の融資準則による個別融資規制の場合と非常に似ていると思います。

確かに、戦後、融資準則でいろいろやったけれども、結果的には、融資禁止先のバーやキャバレーに、どこかを伝わって、お金が流れてしまったのです。要するに、蟻をいくら止めてもそこにお砂糖があると行くのと同じなのです。これは経済原則なのです。それを、極めて強くかつ個々にまで立ち入った行政指導とか、罰則までやられると行かないかもしれませんが、しかし、そこまでやるというのは自由市場経済の中ですから、雁字搦めに行政が金融機関の手取り足取りということは監督行政に逆戻りです。自由化・国際化していくのに。そのこのところの問題で、やはり私、土田君以降も、ずっとみんな悩みながらああいう状態になっていったというところがあると思います、これは。難しい問題ですよ。

〔 山 口 〕 しかし、住専・ノンバンクは何か調査はできるようにしたんだよな。

〔 平 澤 〕 調査はできるが、検査はできない。

しかし、土田銀行局長のときに、XXXXXXXXXXのところへ調査に入るとしたら、いろいろあったでしょう、あのとき。

〔 小 山 〕 「何の法律根拠があるのだ」と。「調査というのは計数を聴取するのであって、帳簿を調べたり、そういう話は違う」と。そこに、やはり通産との問題が絡んでいましてね。

〔 平 澤 〕 そうだ、それもあるな。

〔 小 山 〕 ノンバンクというのは銀行の世界ではない。ノンバンクの身体になってしまったら大蔵省の所管ではないのだというので、「出てくるな」と。「ノンバンクは別天地、これはフリーだからノンバンクと言うんだ」と。やはりそこを攻めあぐねて時間が

たってしまった。

あの頃の大銀行はやはり自由化の中で、要するに秩序が数年で決まるという感覚を持っていたのです、国際的にも。したがって、他を蹴散らして生き抜いていかなければいけない。それで支店にずっと拡大路線を指示してしまった後、巨艦はなかなか方向が……。とりあえず下の支店長は貸しまくったわけです。それで、数行が生き残るみたいなイメージに賭けてしまった。

〔 平 澤 〕 そこはやはり個々の経営者の自己規律とか自己責任とかそういうもの、と思いますけれども。だから、今後の問題として、いちいち行政が口出すという、経営者がやることがなくなってくるまで縛り上げるかということにつながっていきますよね。私はこの頃つくづく思うし、そういうことを言っておられる方もあるのですけれども、やはり、日本人というのは群れで動きますね。だから、護送船団行政という昔のときは、いろいろ枠の中で行政が秩序立って群れで動かすようにしたわけです。ところが、自由化行政になってどんどん枠を外してきて、まさに住専なども枠が外れている過程で起こった問題であって、枠が外れてきても、また、やるときは隣りがやるとやるという群れの動き方をしますから。この、何と言うか、日本的なカルチャーとかがかなり染み込んでいると思います。

〔 山 口 〕 金融機関がそうだというだけではなしに、みんなそうだよ。マスコミも含め、それから一般の個人もそうだね。銀行は危ないと言ったらみんな郵便貯金とか現金にしてしまうとか。

〔 平 澤 〕 そういう群れで動く。だから、アメリカのバッファローの暴走のように、行くときは一緒になって走って行ってしまっ、そこから「俺は走らない」と言って群れから離れると、これはまた村八分みたいに……。

〔 山 口 〕 なっちゃうんだよね。

〔 平 澤 〕 話は変な方に行ってしまうけれども「いじめ現象」だって似たようなところがありますよね。これ、なかなか難しいところがありますね。それで、心の中では木枯らし紋次郎みたいなのに憧れているでしょう。自分はならないと。

〔 山 口 〕 一朝一夕には直らないだろうね、日本人の……。

〔 平 澤 〕 ユダヤ人などというのは、自分ひとりで生きてきているから……。

〔 山 口 〕 頼るものは自分しかいないのでしょうか？

〔 平 澤 〕 絶対強いですよ。

〔 山 口 〕 強いよ。ということは、お金しかないんだよ。日本人は国のことをいろいろに言っているけれども、実は国に頼っているんだよね。

〔 平 澤 〕 頼っていますよね、そのところは。やはり、なかなかこれは……、江戸時代にしみついたのか、遺伝子の中に組み込まれているのか……。

〔 山 口 〕 わからないけどね。

9. 銀行合併

〔 浜 中 〕 三井・太陽神戸銀行合併発表が、8月の最後、29日ですけれども、それ以外の銀行で、いわばその前段階の状況になっていたと申しますか、他にはそういう大きな銀行絡みでの問題があったのかどうか。若干個別になるかもしれませんが、教えていただければ……。

〔 平 澤 〕 三井・太陽神戸銀行の合併問題は、あくまで松下さんと末松さんがあるとき話し合っ、それぞれの上の人と相談して進めたのです。もちろん、行政には発表の1月ぐらい前だったか……。

〔 小 山 〕 2週間ぐらい前だったでしょうか、夏休みの最中でしたね。

〔 平 澤 〕 そういうことですから。

だけど、方向性としては行政としては当然「どうぞ」と言う……。

もう一つ隠れた話としては、その1年ぐらい前に、XXXXXXXXXXがいいところまでいっていたことがあったのです。ところが、独禁法の問題が相当引っ掛かって立ち消えになってしまった。しかし、有力行は、そういうことを常に今でも考えていると思います。

〔 小 山 〕 浜中さんの質問で、合併の話ですけれども、私は既に大蔵省にいないのですけれども、やはり残念だったと思うのは、銀行法の中に合併を大蔵大臣の認可のまま残してしまったということ、これはもっと自由にする方向で。銀行行政というのは合併の歴史なんですよ。それを法律だとか認可などと非常に露骨な介入がなくても、自然に頼ってくるのです。それをふわっとやりながらどんどん進めていく。認可では怖くて何がやられるかわからないから、できないですよ。それが私は非常に残念です。あの法律、法文が残ってしまったということは、これが銀行行政の、何というか、生きる、ボタンと倒れない前に当事者が自分で生きる道を考えて、合併すればドンとリストラできるわけですから、どんどん合理化していく。この道を法制が絶っているのです。合併ということを今の現役

の銀行局幹部がどれだけ認識しているかよくわからないけれども。

〔 北 村 〕 各国はまだ、認可的ではないのですか、全部が全部ではないですけども。

〔 小 山 〕 認可という法律は少ないですよ。

〔 北 村 〕 少ないのですか。

〔 小 山 〕 要するに、その認可の意味は拒否できない認可です、もしあったとしても。

〔 山 口 〕 だから、きっと条件を明示して、それに合致した話なら認可しなければいけないという……。

〔 小 山 〕 いけないということですよね。それを宣言しなければいけない。

〔 山 口 〕 多分ね。

〔 小 山 〕 そうすれば、同じことになるのです。「よほどのことがなければ受けるよ」と。制度問題ですから昭和2年の教訓を、勉強させられたのですが、やはり合併というのは大事だと思います。これから日本の銀行は、これだけ多くの人が全部生き抜いてはいけないのです。そうすると倒れる、倒れると預金保険の話になって予算の話になる。怖くてできないですよ。

10. 金融3局審議会

〔 北 村 〕 先ほど、先物の話が出ましたのですけれども、あのときは小山課長の下で、めずらしく3つの局と一緒に審議会を開くというふうなお話があったと思うのですが、その前後の経緯をお話していただけませんか。

〔 小 山 〕 それは平澤局長の、局長同士の合意の後、下りてきたことで、まず、外為審と金制と一緒にやりなさいと。担当は国金局の水盛企画官でした。その結論の後、証取審が乗ってくると。証取審と金制との間にはやはりわだかまりがあって、証券界としては金制と一緒にになったら吞まれてしまうということで、そこまで3つはいかなかったのですけれども、3つは見た形でとにかく外為審と金制と一緒に合同で行った。その過程で平澤構想というのがあって、先物は先ほど局長が言われたように全部自由だ、アメリカの牛、豚だ。これは世界の流れということで、それを現物があるから証券の先物はできないとか、そういうことはいけないということで、国金局はほとんど納得したわけです。とこ

ろが、通貨オプションという問題が出まして、通貨オプションを証券会社がやるということは為銀主義に反するという事を内海局長が言い出されてしまったのです。そこで、そこはどうしても国金局が下りてくれないので、結局、先物オプションの世界で証券会社にできない部門ができたわけです。通貨オプションはできない。それでは、株価先物も先物だからといって銀行がやるのはおかしいではないかということで、結局、国債までで、債券は今の直ものでやっているわけですから、という裁きになってしまったのです。ただし、海外で受託する場合にはもうこれはしょうがないということで、L字型方式とか、いろいろな言い方をしておりましたが、非常に複雑な話になって、最後、証取審は通貨オプションで穴を開けたのならこっちだって同じだということで、「先物では銀行も証券も自由に」という論理は貫徹はしなかったのですが、精神としては非常にみんなが理解して、初めての試みでいいところまではいったと思います。

〔 平 澤 〕 あのかきはやはり内海局長は認めてもいいと思ったけれども証券との絡みでかなりこだわっていたね。

〔 小 山 〕 内海さんはもともと大きなグローバルマーケット、日本はチマチマやるなということで、先物はいいと一度ぶち上げてしまったんです。ところが、それで為銀主義ということで国金局企画課が、ネジ回ししてしまったのです。それで、その後内海局長は、「そこは自分を変えられない、これは国金局の生命線だ」という話になってしまったのです。

〔 山 口 〕 そういうことあったね。

〔 浜 中 〕 国金局はようやく外為法改正しましたから。

〔 山 口 〕 為銀主義をやめるということだからね。

〔 平 澤 〕 そうですよ。だけど、それももう既に全部直ってきていますから。

〔 山 口 〕 あれはやはり榊原さんが、なった途端に為銀主義をやめると言い出したよ。

〔 小 山 〕 あのかきは局長お三方が腹を固めておられたので、金融先物法というのは夏に局長からとにかくやりなさいとの指示が下り、金制をすぐ夏開きまして、その年の12月には答申が出まして、法案ができて、それで翌年の何月かにはもう発足したのです。これは大蔵省の4階として最も早い、局をまたがる1つの法律だったと思います。

11. 第一相互の問題

〔 平 澤 〕 あと、銀行局では、小山さんがやっているようなものからその他いろいろとずっとありまして、その中で私のときは、やはり第一相互の問題が大きかったと思います。武藤君が中小金融課長で、これは本当に苦労していたね。

〔 北 村 〕 財務局の方で、出先でやっていましたから。

〔 平 澤 〕 あのと、あなたは出先でやってたのか……。

〔 北 村 〕 はい。鏡味さんと武藤さん達の背後からの指示がありまして、第一相互の社長にヒアリングをするというふうな形で、最上興産の問題も絡めて非常にドロドロした話がいくつかございました。

〔 平 澤 〕 本当にドロドロした話でして、いずれにしても、やめていただかなければいけないということになったのですが、銀行法には解任命令というのがあるのですけれども、いままでまず抜いたことはないですね。信用組合か何かで昔、一度抜いたことはあるのかな。その解任命令の前に大蔵大臣の業務改善命令があるのですけれども、これも抜いたことがないのです。武藤君が一生懸命財務局のあなた方とやって、社長に退任をサゼスチョンしたのです。それは本人が「OK」と言わない限り、法令上の規定に従ってやらなければいけないわけですから、そこでまず何をやるかということで、業務改善命令を出そうと。しかし、ポンと出すわけにはいかないから、向こうに改善計画を一応出してみてくれと。それで出てきたわけです。これをちゃんと守ってくれという命令をだしたのかな、初めて。当時、宮澤さんですけれども、宮澤さんのところに行ったら、「まだ抜いたことないのを抜くのですか」っておっしゃった。大臣にお願いして、「だけど、おやりいただかなければ」と言って銀行法上の大臣命令を出したのです。その後、武藤君が3か月ごとぐらいにあなた方と決めた、何かチェックポイントに従って……。

〔 北 村 〕 その度にヒアリングを重ねて……。

〔 平 澤 〕 そうそう、ヒアリングを重ねてやっていくという仕組みだったですね。

しかし、なかなか計画通りに改善が進まなかった。そうしたら、向こうから退任の申し出があったのかな。

〔 北 村 〕 結局、都銀のどこが第一相互の後のテイクケアをどうするかというときに、いままで元気がよかった銀行が急に手を引き始めるという変り目の時期だったと思います。

〔 平 澤 〕 それで、結局、あさひ銀行になってしまって……。

〔 山 口 〕 何だかファクタリング会社というのを作ったな。

〔 平 澤 〕 作りました。

不良債権を回収する会社。そこへ債権を移して、社長にそこへ行ってもらって、あなたが貸したお金だからその回収をやってくれと。

〔 北 村 〕 取引が猛烈に複雑で、中の状況はあの社長しかわからないというふうにまで言われて。

ご本人はお坊さんの資格まで持ったりして。墓石関係の仕事をやるとか何とか、非常に複雑な動きがありました。

〔 平 澤 〕 墓地なんかに……。

〔 北 村 〕 手を出したりしていたと思います。

〔 平 澤 〕 やはりハシリかもしれませんね、似たようなことが。今はそんなのはしょっちゅうあちこちであるのですが。

〔 山 口 〕 あのファクタリング会社というのはハシリだろうね。

〔 小 山 〕 そうだと思いますね。

あれは中小課の武藤さんがもうあれを思いついたときに、私に「やっとこれで何とか解決する」といったあの非常に嬉しそうな顔を思い出します。

〔 山 口 〕 小林弘さんを社長にするというところがいいよね。

〔 平 澤 〕 だけど、もう古き時代の行政手法ですよ、そういうのも含めて。だから、今後はそういう手法ではないよね。

ですから、それに似たようなことはやはりずいぶんあって、土田君が銀行局長になって1年ぐらいたって「どうだ、制度の方は」と言ったら、「一生懸命やっていますけれども、私の頭の中の7割から8割はここから下の話です」という。当時、もうそう言っていました。あなたもいたよね。

〔 小 山 〕 一瞬にして冬景色になりましたね。もう各銀行の資金表ばかり作っていました。要するに短期でとれないわけです。デューが来て、やりくりがつかないので、それを組ませてCDを共済連に買わせるとか、そんな話ばかりになってしまって、一気に野戦病院になってしまったのです。これは驚きました。

〔 山 口 〕 要するにバブルが弾けるわけだな。その頃。

〔 小 山 〕 私が確か東京税関から戻ってきたときです。だから92年、平成4年です。そのときはもう銀行局が野戦病院になっていました。

〔 北 村 〕 ちょっと余計な話で恐縮でございますけれども、91年あたりから個別的に偽預金証書とかいうのが出てまいりまして、ただならぬアングラの世界と関連しているというのがあちこちに出てまいりまして、富士銀行の偽造預金とか、例の東洋信金の方の問題とか。92年、ちょうど小山さんが戻られる前後ぐらいから不良債権がどんどん頭をもたげてくるという流れだったと思います。

〔 小 山 〕 何か「金融ビジネス」とか雑誌が「この銀行は危ない」とか言ってどんどん書き始めたのです。そうすると、その銀行は短期で資金をとれないわけです。その辻褄合わせで大わらわになってしまったのです。

〔 平 澤 〕 当時は短期でとれないということは表に出ないけれども、既にもうあったわけです。

〔 小 山 〕 あったのです。でも、銀行局が手を出さなければバタバタと倒れていたと思いますよ。

〔 平 澤 〕 結果的にそれはよかったのかどうかは……。

〔 小 山 〕 わからないでしょうね。新聞から言わせれば、自由放任にしないから問題が深くなってしまったと。

〔 浜 中 〕 ちょっとお話がとぶかもわかりませんが、アメリカのS&Lとかというのがおかしくなったのはちょうどこの頃ですね。

〔 小 山 〕 いや、その10年間ぐらい前だけど。80年代はじめ頃から……。

〔 浜 中 〕 そういう意味では、銀行局としては当時どんな、とにかく勉強なのでしょうけれども。

〔 小 山 〕 大変な勉強をしましたよ。刑事事件とか。親族に貸して取れないと言って逃げた事件とか、そういうものをずいぶん金制で紹介しました。

〔 平 澤 〕 若い人が調査に行っていたかな。何かやっていたじゃないですか、小山君の方で。向こうで頼んだのかな、ワシントンとか、いろいろ……。

〔 小 山 〕 ただごとにならない、200ぐらい毎年つぶれていましたから。

〔 北 村 〕 ちょうど86年にアメリカを3、4か月金融課がどんどん回るとい仕事がありまして、一人でぐるぐる回っていたのですが、そのときにもう第1次のS&Lがおかしい状況になっていて、その様子を「ファイナンス」に書かせてもらったのですけれども、結局、それが第1次で、その後またおかしくなって、結局、RTCのあれが出たのは1989年だったと思います。初めてアメリカも本格的にそちらの方に足を踏み入れるという

ことだったような記憶があります。

〔 山 口 〕 やはり時間がかかったんだよね。

〔 小 山 〕 かかりました。

政府が安直に出ていったら、もうこれは税金を流すわけですから、とても許されなかったのです。だから倒れていたのです。これ以上倒れると本当に大変……。

〔 浜 中 〕 どれだけ金制で勉強されたか……、書き方が難しいのかもわかりませんが、けれども、やや今の人たちからしますと、何も勉強していなかったのごとくに叱られて、私がそう言っているのではないですよ。なので、もう少しそこを教えていただきたいのですが。

〔 小 山 〕 そこは、説明の仕方が、私が今から思うと、金利の自由化の部分を強く書き過ぎたので、世の中の人はそのちらで揺さぶられて、自然淘汰されるという過程と思い込んでしまったと思いますね。

〔 浜 中 〕 ディスインターミディエーションなどという言葉もありましたね。

〔 平 澤 〕 当時、有名でしたね。

12. プリペイドカード

〔 浜 中 〕 プリペイドカードは坂本さんに聞けばいいですかね。

〔 平 澤 〕 プリペイドカードは、杉井君だ。杉井君に研究会を作ってもらって、杉井君に全部任せたんだよね、研究会の運営も含めて。そうしたら、法案要綱まで研究会で作って、法案化して……。その後は中井君がやったのかな。僕は国会へ担いでいって、国会答弁したぐらいで、中身はその人たちがやっていたけれど、作っておいてよかったですね。抵当証券業法も、私は1年目でしたか……。

〔 浜 中 〕 62年……。

〔 平 澤 〕 抵当証券絡みでいろいろ不祥事が起こって、そうしたら規制法を作ってしまったと言って、これも研究会を作ってやったのかな、あなたは覚えていない？

〔 北 村 〕 あれは杉井君だったんじゃないですか。

〔 小 山 〕 杉井君の可能性ありますね。

〔 平 澤 〕 両方やったのかな？

〔 窪 野 〕 始まりの頃ですから、杉井さんだから……。

〔 平 澤 〕 抵当証券業も杉井君だったね。プリペイドで一番苦労したのは、発行した金額の半分を預託させたんですね。それをNTTとやって、ずいぶん汗かいているんですよ。結果として、他もプリペイドがやれるようになったわけで、問題は、その後、
の話があった。プリペイド法案を一生懸命担いでいるときに、
に導入すれば
できるというわけです。したがって、それを
に使うことができるようにうまく作ってくれという話がありましたね。そして、それをうまく使えるようにすれば、
ということと、使わせるためには、そのプリペイドカードを使った
できるから、できるだけみんな使うようになるだろうと。

ところが、ああいう技術上の
の落とし穴にはまってしまった。それで
がずいぶん損をくらいましたね。しかし、それは法案が悪いのではなくて、要するにああいうストライプだけのカードで偽造を防止するというのは完全には不可能なんですよ、どう考えても。今、NTTデータの人に聞いてみても。ICカード化すればもちろんいいのですけれども、ただ、ICカードは1枚まだ1,000円ぐらいかかるから、とてもできないでしょう。したがって、今、
もやっているわけだけど、いずれにしても、発行したら半分だけ預託させるという、そこで苦労した。それは中井君がいろいろやっていましたね。

あと、あなたが一生懸命やっていた例のリスクとエレ・バン（エレクトリック・バンキング）があるね。

〔 小 山 〕 リスクについては、63年の9月から金融制度調査会の中に金融リスク専門委員会というのを設けました。これは清水汪さんが委員長なのです。

〔 山 口 〕 あれはできてたの？

〔 小 山 〕 とくにできていました。

〔 山 口 〕 僕は行ったような気がするな、作ったとき、大臣の代わりに……。

〔 小 山 〕 2年間かけて、平成元年の5月12日に外為審と金制の合同委員会報告書、これは私もよく覚えていますけれども、平澤局長から「これからの金融は大変なことになる。アメリカの例を見てもバタバタ倒れているし、こういうのが日本に俺は来ると思う」と。「それに備えて、とにかく何をこっちに求めるのではなくて、教育させろ」。教育というのは、要するにわからせろと。そこでリスク管理をどうやっているか次々に呼ん

で、それを一冊の本にまとめなさいということで、各行がどんなリスク管理をやっているか、それを金融界が共有財産として持っている必要があるということで、これは一風変わった報告書なのです。政策提言ではなくて、今の世の中というものはどれぐらいリスクに溢れているか。それに対応して、諸外国で、これは外国人などもたくさん呼びまして、あるいは電算機メーカーなども呼んで、どんな対応をしているのか。これを銀行界から始まって信金、企業にいたるまでやりました。企業は財テクをやっていたので、この人達も呼びました。そのような専門委員会を作ったわけです。

もう一つは、エレ・バンと言っているのですが、「電子資金決済に関する委員会」というのを作りまして、これも平澤局長の3年間の中で報告書が出たのですけれども、これはとにかく「コンピュータに弱い」なんて言っていられないので、金融は装置産業だという概念でとらえて、諸外国でどのぐらいの設備投資をそれにして、日本はどのぐらいで、どんな位置にいるのか。

それから、電子資金決済というのは民法の世界ではないのです。数字のキャッチボールになるので紙をほとんど使いません。アメリカには電子資金決済法というのがありますから、これと同じような法制がいるのではないか。アメリカの方がコンピュータ化は進んでいますので、途中でトラブルったときにこれは一体誰の責任になるのか。例えば、機械が止まってしまって支払いがなされなかった、その結果、保険が出なくておかしくなってしまった、この結末はどうなるのか。大体、裁判になるわけですが、法律で予見可能性がないと、裁判官の恣意でどうにでもなってしまう。そうすると銀行は怖くて電子資金による支払いとか受けができなくなる。相殺の概念とか、クリアランスとか、そういうことをざっと洗いまして、最終的にはプラスチック・マネーの時代が来るということを考えて、問題点をずっと並べて、かつそこに法制を審議するための特別のものを作りまして、そこに商法学者とか民法学者を集めまして、法律の審議を始めたのです。これは相当までいって、局長から「法律一本出ないか」とか言われたぐらいまでいったのですが、3年間でギリギリで報告書が出たものですから、結局、法律は、その後は担ぐ人もおらず、今日に至っているということです。

〔 山 口 〕 惜しいことしたね。

〔 窪 野 〕 まさに、それが今、最近、技術的進歩で電子マネー、電子決済法で、ちょうど私が戻った頃、それがエレ・バンが店閉まいしそうになっていましたので、「まあ待て」と。むしろ、これからまた伸びるからというので、ちょうどこれから、おそらく次の

通常国会ぐらいに電子マネー法が出ていきますので、それがEFT法とかその辺で議論されたこともカバーしながらという感じで。

〔平澤〕 10年がかりだ。

〔山口〕 なるほどね。

〔小山〕 平澤局長は人をお使いになるのが大変お上手で、私は私の話を今日しましたけれども、銀行課長は銀行課長で局長の御示唆をうけて、またたくさんいろいろな仕事をされてました。

〔平澤〕 僕は山口さんにさんざんこき使われたから、その手法が、ホント。

〔小山〕 いろいろな方の意見を聞いてきなさいということで、各課長補佐以上が散らばりまして。ですから、大蔵省の全体の力を使われたのではないのでしょうか。

〔山口〕 そうだね。

〔平澤〕 あんまり言われると、俺もだんだん居心地が悪くなってくるから。

しかし、今、いろいろなことがまとめて来ているから、あなた方は大変だね。

〔窪野〕 ある意味で、テーマとすると同じようなことをやっている感じですね。ちょうど制度論がありましたのが、今ようやくこのビッグバン法で少し大きくなって進んでますし、エレ・バンもこういう形になってますし……。

〔山口〕 だから、あとは個別対応に追われる時代が続くんだよね。

〔浜中〕 調べていておもしろかったのですけれども、昭和2年の銀行法が昭和2年3月17日成立、30日に公布されております。これと震災手形損失補償公債法案と震災手形善後処理（震災手形関連2法案）法案の成立が、それからちょうどその1週間後の23日なのです。ですから、昭和の初めのときも、いわば後向きと前向き相前後していた……。

〔山口〕 一緒なんだね。

〔浜中〕 銀行法は前向きというか後ろに引く面もあるのですけれども、まあ前向きと考えれば、それが同じ第52回帝国議会に載っている。

〔平澤〕 しかし、今度の改正はすごいね、見せてもらったけれども。

〔窪野〕 4.4キロ、11センチ。

〔平澤〕 これだけ複雑なものを1月だか何かの間に作り上げてしまったんだね。

〔山口〕 要綱だけでも相当厚いだろう。要綱も説明すると大変ですから骨子というのがあるんだ。

〔浜中〕 要綱の骨子ですか。

13. その他

〔 浜 中 〕 先般、平沢頭取にお伺いしたときに、ちょっと前後いたしますが、国債課長時代に、バンク・ディーリングから始まっているいろいろ仕掛けた話は、「戸恒君にとりわけ資料をよく用意させてある云々」というふうにご指示いただきましたので、戸恒君にはそういうふうにご話をしております。戸恒君からすれば平沢頭取が黙っていただいてもいいから、居ていただくときに、10分でも15分でも何かちょっと頭取にお話しさせていただいた後、自分にご指示いただいて、この記録用に発言したいと。今日は小山さんの話でほとんど終わりですので。

〔 平 澤 〕 国債の話というのは、山口さんがいろいろ……。僕が国債課長時代も山口さんが次長しておられて絡んでいますよね、いろいろ。国債管理政策を含めての……。

〔 浜 中 〕 平沢次長がいらしたときも、一度やりました。

〔 平 澤 〕 山口さんが次官で、あれは山口構想ですから。

〔 山 口 〕 結局、宮本理財局長、吉野主計局長なんだよ。かなりまとまってきたんだけど、あれは日本銀行が反対するんだよね、前川さんが反対で。

平沢構想でもあるんだけど、確かに金融調整データというのが集まっちゃうんだよね。

〔 平 澤 〕 あそこに集まっちゃうんですよ。しかし、どこの国だって、国は国の立場で資金調整しますよね。それを与件として中央銀行が後をどうするかというふうにかんがえるかどうかという非常に微妙な問題です。中央銀行と財政というのは……。

〔 浜 中 〕 与件と思ってくれないから。

〔 平 澤 〕 山口さんが当時作れとおっしゃったのはそういう仕組みを作ろうということだったのですよね。

〔 山 口 〕 財投も日銀化してしまえということで、そこまで書いてないんだ、あの案は。それで、社会党の堀さんが盛んに言ってたね。僕は主計局長であるにもかかわらず国会に呼ばれたことあるよ、その問題で。

〔 平 澤 〕 大蔵委員会で……。

〔 山 口 〕 大蔵委員会ですよ。それから、確かに先ほどの話でも、金融庁構想とい

うのは堀さんがやはりずいぶん強く言っていて。

〔平澤〕 国債管理政策の問題だと、例えば、水野繁さんですよ。

〔山口〕 それが推進派なんだよ。ところが、吉野さんと宮本さんは逆なんだよ。

〔平澤〕 最近は何とおっしゃらないけれども。

〔山口〕 その頃はね。

〔平澤〕 その頃はね。頑として。

〔山口〕 それで、「手直して何とかいけます」という話で、年度越短期で逃げちゃったんだよ。

〔浜中〕 最終的には年度越し……、3月にゼロにしない。

〔山口〕 またがるのを……、歳入債にはしないということです。

あのとき、主計局次長だったでしょう。主計局の中もいろいろな意見があるわけだよな。

〔平澤〕 さすがの山口さんの意向も十分通らなかった珍しい事例だね。

〔山口〕 あれは、結局、最後に担ぐのは局長だからね。局長にやはりそういう意欲がなければだめだと思ったな。

〔平澤〕 そうですね。

〔山口〕 昔、竹内次官のときに、僕は文書課長で、竹内さんが今で言うワリ債を個人償還のためにやろうじゃないかと言い出した。予算の内示が始まっちゃうと仕事がなくなるんだよ、次官というのは。

〔平澤〕 それで、松川さんでしょう。理財局長ですよ。

〔山口〕 理財局長だった？、それから田辺さんが銀行局長。そのときに「ワリ債をひとつどうですか」と言ったら乗ってきたんだよね。それで、竹内さんが森永さんにも相談して、「いいじゃないか」という話で、興銀ともさんざんやっていたよ。ところが、田辺さんが反対したんだ。

〔平澤〕 そうでしょう。それで、私がニューヨークから帰って、辞令もらったら国債課長なのです。竹内さんのところに挨拶に行ったら、「君の仕事は割引国債を作る事務方としてやってくれることだ」とそのときおっしゃったのです。

〔山口〕 ああ、そう。それで、そのときに竹内さんが「押し切るか」と言うから、「やめなさい」と言ったんだよ。「この際は一ぺん引きなさい」と。現職の局長が反対しているんだから、「もうちょっと時間を置いてやれば何とかかなりますよ」と言って、そうかということで矛を収めたわけだ。それは正月の話ですけれども、その年（昭和51年）の

秋頃には実現するよ、小さな格好だったけれども。

〔平澤〕 割引国債に反対した興銀も、その後、いろいろ苦勞してますね。たとえば、政府保証債でしょ、あれの受託などで年間3、40億円の、口銭がスッと入っちゃうんだから、それがなくなるとすると興銀にとっては大変なことですよ。

〔山口〕 そうなんだよね。だから、ああいう既得権というのは相当あったよね。

〔平澤〕 いろいろな意味でね。これからいろいろななかなか大変ですね。

〔山口〕 この間も、5年の先物をやると言って、それは興銀もしようがないという事になったんだけど、それをやると現物がほしいということになるんだよね。

〔平澤〕 そうですよ。だって、現物がないと、先物の値の付け方やいろいろ影響してきますから。

〔山口〕 どうしても商いに厚みがないんだよ。

〔平澤〕 ないですよ。

〔山口〕 だから、やはり、ホールセール・バンクみたいな能力をつけていかないとね。

——以上——